

小樽市の審議会等への女性登用状況

調査年	1. 地方自治法第202条の3及び条例に基づく審議会等			2. 地方自治法第180条の5に基づく委員会等			3. 規則等で設置する委員会等			4. 国または市が委嘱する委員等			合計		
	現在数(人) A			現在数(人) A			現在数(人) A			現在数(人) A			現在数(人) A		
	内女性数 (人) B	比率 (%)B/A		内女性数 (人) B	比率 (%)B/A		内女性数 (人) B	比率 (%)B/A		内女性数 (人) B	比率 (%)B/A		内女性数 (人) B	比率 (%)B/A	
H. 31	532	131	24. 6	31	4	12. 9	558	171	30. 6	877	370	42. 2	1, 998	676	33. 8
R. 2	507	124	24. 5	31	4	12. 9	573	175	30. 5	890	374	42. 0	2, 001	677	33. 8
R. 3	506	123	24. 3	31	5	16. 1	608	198	32. 6	867	372	42. 9	2, 012	698	34. 7

(4月1日現在)

- (注) 1. は、市町村防災会議、民生委員推薦会などです。
 2. は、教育委員会、選挙管理委員会などです。
 3. は、交通安全運動推進員会、青少年センター運営協議会などです。
 4. は、民生(児童)委員、人権擁護委員、少年補導委員などです。